

令和2年山形村議会第1回定例会

議事日程（第1号）

令和2年3月2日（金曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 令和2年3月2日

(11日間)

至 令和2年3月12日

日程第 3 村長あいさつ・行政報告

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 施政方針演説

日程第 6 請願、陳情の委員会付託

《報告、質疑》

日程第 7 議案第 1号

日程第 8 議案第 2号

日程第 9 議案第 3号

日程第10 議案第 4号

日程第11 議案第 5号

日程第12 議案第 6号

日程第13 議案第 7号

日程第14 議案第 8号

日程第15 議案第 9号

日程第16 議案第10号

日程第17 議案第11号

日程第18 議案第12号

日程第19 議案第13号

日程第20 議案第14号

日程第 2 1 議案第 1 5 号
日程第 2 2 議案第 1 6 号
日程第 2 3 議案第 1 7 号
日程第 2 4 議案第 1 8 号
日程第 2 5 議案第 1 9 号
日程第 2 6 議案第 2 0 号
日程第 2 7 議案第 2 1 号
日程第 2 8 議案第 2 2 号
日程第 2 9 議案第 2 3 号
日程第 3 0 議案の委員会付託

出席議員（12名）

1 番 春 日 仁 君	2 番 大 池 俊 子 君
3 番 上 條 倫 司 君	5 番 百 瀬 昇 一 君
6 番 新 居 禎 三 君	7 番 大 月 民 夫 君
8 番 百 瀬 章 君	9 番 竹 野 入 恒 夫 君
1 0 番 小 林 幸 司 君	1 1 番 小 出 敏 裕 君
1 2 番 福 澤 倫 治 君	1 3 番 三 澤 一 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 小林かつ代 君
教 育 長 根橋範男 君	会 計 管 理 者 堤 岳志 君
総 務 課 長 上條憲治 君	税 務 課 長 村田鋭太 君
住 民 課 長 中川俊彦 君	保 健 福 祉 課 長 篠原雅彦 君

子育て支援課長 百瀬尚代 君

保育園長 箕町通憲 君

産業振興課長 藤沢洋史 君

建設水道課長 古畑佐登志 君

教育次長
(教育政策課長) 小林好子 君

総務課長
財政係長 児玉佳子 君

事務局職員出席者

事務局長 宮澤寛徳 君

書記 神通川直美 君

◎開会宣告

○議長（三澤一男君） おはようございます。これより、令和2年第1回山形村議会定例会を開会いたします。

報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） 定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

出席要求者の根橋教育長から欠席届が出ております。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、9番、竹野入恒夫議員、10番、小林幸司議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（三澤一男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る2月21日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を、本日から3月12日までの11日間にすべきものと決定いたしましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から3月12日までの11日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ・行政報告

○議長（三澤一男君） 日程第3、村長より行政報告を兼ねて、招集のあいさつをお願いいたします。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 本日、ここに令和2年第1回山形村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用の中、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

記録的な暖冬から、春の日差しがまぶしい季節を迎えました。長芋の圃場では春掘りの作業も進んでおりますが、例年より早い春の訪れに、今後の水不足の影響や台風などの自然災害の発生も心配になるところであります。

今年は、十二支の始まりの子年で、7月には、東京でオリンピック・パラリンピックが開催される希望に満ちた年ではありますが、昨年12月以降、中国を中心に感染が広がっている新型コロナウイルス感染症は、国内での感染者の増加とともに、日常生活にも大きな影響を及ぼし始めております。村としましても予防対策に最善を尽くしてまいります。一日も早い終息を願うところであります。

最初に、12月の議会定例会以降の主な行政の動向について申し上げます。

工事の発注状況につきましては、お手元に配付させていただきました資料の「工事の発注状況」をご覧くださいと思います。

次に、昨年12月に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」の中で示されましたギガスクール構想についてであります。これは児童生徒が1人1台の端末を利用する環境整備と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、主体的・対話的で深い学びを進め、児童生徒の資質・能力を確実に育成していくことを目指しています。

令和2年1月30日に、国の令和元年度補正予算が成立し、このギガスクール構想関連事業が示されました。文部科学省では、児童生徒1人1台の端末利用を、令和5

年度までに全国の義務教育諸学校で実現する考えであります。ICT環境の整備を積極的に進めることとしています。こうした状況を考慮し、山形小学校におきましては、1人1台の端末利用の基盤となる高速情報通信ネットワーク環境の整備が必要であることから、財政面で有利である今回の国の補正予算を活用し、高速情報ネットワーク整備を進めていくことといたしました。

次に、新型コロナウイルス感染症の国・県の状況につきましては、連日、テレビや新聞で報道されておりますが、山形村では、過日2月25日の長野県で初めて感染者が確認されたことから、翌26日に山形村新型コロナウイルス感染症対策本部を役場に設置いたしました。感染症への対策としましては、村民の皆様への情報提供・感染症の予防対策についての文書の全戸配布を行い、各種行事の中止・延期の検討のお願いなどについて調整を行い、それぞれ実施しております。

国では、3月中旬までが山場と捉え、予防対策を強化しておりますが、当村でも国・県の指針に沿って村民の皆様のご理解とご協力のもと、最優先の課題として対応してまいります。

さて本日、ご提案いたします案件は、負担付き寄附の受け入1件、長野県町村公平委員会規約の変更1件、条例の一部改正9件、新年度予算7件、補正予算5件の計23件でございます。ご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

本定例会は、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大する非常事態での開催となりましたが、議員各位には、健康に十分留意の上、ご活躍を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのあいさつと行政報告とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（三澤一男君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告から説明員の出席要求につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎施政方針演説

○議長（三澤一男君） 日程第5、施政方針演説を行います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 令和2年度の村政運営にあたり所信の一端を述べさせていただきます。

初めに村政運営の基本姿勢について申し上げます。

我が国の経済は、中国経済の減速などを背景に外需は弱まっているものの、国内では設備投資の増資、雇用や所得環境の改善など、穏やかな回復基調が続いております。

一方、マイナス要因では、昨年10月に実施した消費税率の引き上げにあたり、軽減税率制度や臨時・特別措置など、各種の対応策を実施しておりますが、消費税率の引き上げ後の経済動向に注視するとともに、米中貿易摩擦など通商問題をめぐる動向、不安定な中東情勢、さらに中国発の新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大など、多くの課題もあります。

近年、地球規模の環境破壊が進む中で、温暖化が影響しているとされる台風など記録的な大規模災害が恒常化しております。昨年の台風19号による千曲川の決壊もあり、長野県下での各自治体も災害対策が重要課題となっております。

また、少子高齢化の時代に対応するため、近隣市村と広域での取り組みも必要になります。県下2番目となる松本市の中核市移行を控え、今後の上下水道・公共交通などについて、近隣の市村と相互に利益の出る共同処理について研究を進めております。また長野県では、総務省が進めておりますSociety 5.0を進めるため、77の全市町村と県が一体となり、必要な情報は共有し、共通のシステムや基盤の整備を目指し、長野県先端技術推進協議会を設置し、スマート自治体の推進に向けて準備を進めております。

行政のデジタル化が進み、人口減少・少子高齢化の時代を迎え、村民の皆さんの意識もますます多様化しております。これからの時代は、それぞれに違う一人ひとりの個性を力に変える行政の施策を考えなければなりません。それには、私を含めすべての役場職員が、住んでよかったと思える住み甲斐ある山形村をつくるため、何を残し、何を変えるか常に問題意識を持ちながら、様々な行政の課題に対応できる力を身につける必要があります。新しい時代に対応するには、今まで常識としてきた固定化した意識を改革することが喫緊の課題であると考えております。

今年度は、早稲田大学マニフェスト研究所の人材育成マネジメント部会の研究会へ3名の職員が参加しております。また、全職員を対象とした人材育成マネジメントの研修も新たに実施しました。

山形村の自治の仕組みも、公助である行政と地域の組織である区・連絡班などの共助が互いに役割を分担し緊密な連携をとりながら進められております。

コミュニティに関する検討委員会には、3年にわたり検討をお願いしておりますが、今、大きな課題は、山形村の住みやすさの一つであったそれぞれの地域社会での互いに助け合う共助の仕組みが、生活環境や時代の変化とともに、地域でのお互いの連携をわずらわしいと感じる村民の方が多くなっております。

住みよい村づくりを進めるためには、役場職員の人材の育成と村民の皆さんの地域の力である共助の力を高めることが必要であります。

令和2年度は、世界中の人々が持つ人種や文化、宗教、価値観などの多様性を尊重し、世界平和に向けて活躍できる人間を育てることを目的に、7月から東京でオリンピック・パラリンピックが開催される年でもあります。

お互いの違いを村づくりの力に変える行政運営を目指し、国・県の動向も注視しながら、住み甲斐のある、村民力の高い村づくりに取り組んでまいります。

次に令和2年度の主な事業を申し上げます。

長年の懸案であります老朽化が著しいふるさと伝承館については、検討委員会の答申もあり、安全面からも解体を予定しております。

他の公共建築物については、それぞれの時代に住民ニーズにより建設されてきましたが、人口減少などの社会情勢の中で、今後の維持管理や建て替えなど多額な費用が必要になってまいります。

財政負担を軽減・平準化するとともに、持続可能な公共施設のあり方を総合的に判断することが必要であります。

防災の関連では、指定避難所でありますトレーニングセンターの研修棟と体育館やミラ・フード館のトイレの改修などを計画しております。また、昨年の台風19号の対応を教訓に災害対策の再検討も行います。

子育て支援関係では、やまのこ保育園の空調設備の設置の補助、ふれあい児童館の空調設備の改修工事などを計画しております。

観光の面では、スカイランドきよみずの指定管理者が、ドリームホテルに変わる年です。継続事業であります。清水高原の景観整備のため、スカイランドきよみずの周辺の整備を計画しております。

土木工事の関係では、県道塩尻鍋割穂高線の唐沢交差点の改良工事に伴う村道改良工事、村道一級3号の南野尻の舗装修繕工事などを予定しております。

保健福祉課では、ロタウイルス予防接種の事業や認知症徘徊者対策として、QRコードの活用、熟年体育大学に変わり運動バラエティパック事業を新たに計画しております。

新年度は、総務課から企画部門を分離し企画振興課を設置いたします。懸案事項であります国土利用計画の見直しや移住・定住・空き家対策など、人口減少社会へ対応できる計画行政の充実を図ってまいります。

以上、令和2年度の施政方針について述べさせていただきました。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（三澤一男君） 日程第6、請願・陳情の委員会付託を行います。

今回受理しました請願・陳情は、2陳情第1号の1件であります。

この陳情1件については、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託し、審査願うことにいたします。

◎議案第1号

○議長（三澤一男君） 日程第7、議案第1号「大日連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第1号「大日連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」の提案説明を申し上げます。

令和2年1月7日付で大日連絡班集会所の敷地について、共有者名義人及び大日連絡長から村に寄附申出書及び趣意書が提出されました。

寄附にあたり、条件が付されているため、条件付き寄附の受け入れと認められますので、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第1号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。議案第1号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

議案第1号について原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第1号「大日連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第2号

○議長（三澤一男君） 日程第8、議案第2号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第2号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」の提案説明を申し上げます。

山形村が委員会を共同設置している長野県町村公平委員会から、麻績村筑北村学校組合が本年3月31日に脱会するため、同委員会の規約の変更が必要であります。この場合、地方自治法の規定により、地方公共団体が何らかの理由で脱退し、団体数の減少に伴う規約を改正する場合は、地方公共団体の議会議決が必要とされております。

ので議案として提案を申し上げるものであります。

ご審議を、よろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第2号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。議案第2号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

議案第2号について原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第2号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第3号～議案第5号

○議長（三澤一男君） 日程第9、議案第3号から日程第11、議案第5号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第3号から議案第5号までの議案3件について提案説明を申し上げます。

議案第3号から議案第5号までの3件については、いずれも地方自治法及び地方公

務員法の一部改正に伴う条例の一部改正を行うものであります

まず、議案第3号であります、「山形村子育て支援センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

子育て支援センター運営委員会を執行機関の附属機関とするため、地方自治法第202条の3第1項の規定に基づき、山形村子育て支援センター施設の設置及び管理に関する条例中に、子育て支援センター運営委員会の設置を定めるものであります。

次に、議案第4号「山形村交通安全条例の一部を改正する条例について」であります。

交通安全指導員については、これまで特別職の非常勤職員として交通安全条例の中で整理されていましたが、この職については、会計年度任用職員として区分されることから指導員に係る既定を削除するものであります。

次に、議案第5号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

特別職の職員で非常勤の者の職の位置づけについて見直しを行い、さきほどの議案第3号の子育て支援センター運営委員会に加えるとともに、条例で整備されていない委員会委員等については、整理削除を行うなど、地方公務員法の改正及び会計年度任用職員制度の開始に伴う所要の整備を行うものであります。

ご審議を、お願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第3号についての詳細説明はありますか。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第4号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第5号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第3号から議案第5号について、一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合も、一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第6号～議案第8号

○議長（三澤一男君） 日程第12、議案第6号から日程第14、議案第8号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 議案第6号から議案第8号までの議案3件について提案説明を申し上げます。

議案第6号及び議案第7号については、会計年度任用職員制度の創設に伴い必要な条例の所要の整備を行うものであります。

まず、議案第6号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方公務員法の改正により、非常勤職員の明確化・厳格化がなされましたので、本条例の規定から非常勤職員を除くとともに、非常勤職員の旅費額の規定を削除するものであります。

次に、議案第7号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」であります。会計年度任用職員のサービスの宣誓について新たに規定を設けるものであります。

次に、議案第8号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」提案説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正及び会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員等について育児休業及び部分休業することができるよう所要の改正を行うものであります。

ご審議を、よろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第6号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第7号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第8号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第6号から議案第8号について、一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合も、一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第9号～議案第10号

○議長（三澤一男君） 日程第15、議案第9号から日程第16、議案第10号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第9号及び議案第10号について提案説明を申し上げます。

まず、議案第9号「課設置条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

現行の長部局の課の組織体制を見直し、懸案事項に専門的かつ効果的に対応するため、新たな組織体制で行政運営をしていくことが適当であると判断し、企画振興課を新設し、会計課を廃止することといたしました。そのため、課設置条例の一部を改正するものであります。なお、会計課を廃止し総務課内に会計係を置くことについては、規則で定め業務体制の充実を図る予定であります。

次に、議案第10号「課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」の提案説明を申し上げます。

さきほどの議案第9号「課設置条例の一部を改正する条例」に伴うものであり、関係条例を改正するものであります。

ご審議を、よろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第9号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君） 詳細説明を申し上げます。

現行の長部局の課の組織体制を見直し、企画振興課を新設し、会計課を廃止するものであります。

現在、総務課が分掌しております主に企画振興係と情報系の事務事業について新たに設置する企画振興課の分掌とするものであります。

また、会計課を廃止することにつきましては、会計管理者の補助組織設置規則を新たに整備し、会計管理者の権限に属する事務分掌を規定する予定であります。

あわせて、山形村組織規則を改正し、総務課内に内部組織として会計係を置き、業務体制の充実を図る予定としております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第10号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第9号から議案第10号について、一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

福澤議員。

○12番（福澤倫治君） 12番、福澤です。

1点、村長に聞きたいと思います。この企画振興課でございますけれども、なぜ企画財政、過去の中で企画財政という1つの部署があったわけですが、企画振興にしたという村長の思いだとか真意がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（三澤一男君） 本庄村長、ただいまの質問に答弁願います。

○村長（本庄利昭君） 企画振興にしたというのは、いろいろな選択肢があるわけですが、その中でこれからの行政の事務の割合をいろいろ考える中で、これから計画行政がますます進んでくる、それから情報化が進んでくる、そういった中で、企画振興と企画係、それから財政を総務課に残したというのは、そういったバランスの中で、これがふさわしいという判断をして、改正を提案するものであります。

○議長（三澤一男君） 福澤議員。

○12番（福澤倫治君） 企画というのは村長に命を受けて企画することが大事だと思うのですけれども、その企画は企画として村長に命を受けてやったとしても、財政が伴わない企画があるのではないかなと思ひまして、さきほど私は企画財政ではなくて企画振興にした意味を問うたのですけれども、村長は総務課から企画だけを分けたという形ですので、別にこの課を分けることについて反対するわけではないのですけれども、企画に財政が伴ってこない、行政は回らないのではないかという気持ちもありましたので、質問させていただきました。

村長にそういう思いがあれば、この方向について私はとやかく言うわけではないのですけれども、そんな思いがありましたのでお聞きしただけです。以上です。

○議長（三澤一男君） 福澤議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 2番、大池俊子です。この会計課を廃止して、会計係を置いたということで、この条例の中に会計係に関する中身が全然入っていないくて、両方比べたときにちょっとびっくりしてお聞きするのですが、これは条例ではなくて規則の中で定めるといことですが、今までは会計課として課長もいながらやっていた重要な部分であると私は認識しています。

会計事務と、チェックの体制というところで、同じ長が両方チェックできるのかという疑問が残ります。全協の中でも言ったのですが、地方自治法の170条の中には地方公共団体の会計事務については、支出命令機関と現金出納をつかさどる執行機関、会計管理者ということですが、を分離して、事務処理の公正を確保することを基本原則の1つと重要視している、要旨の中にあるのですが、という面もある中で、この条例に入れなくて、規則でというところから見ると軽くなったのかなという印象があるのですが、そこの会計課を廃止してまで企画振興にしたという、今の福澤議員の質問と似ているところがあるかもしれないのですが、会計課を廃止して、係の中に入れてしまったという、そのチェック機能が低下するのではないかという疑問が残りますので、そこのところをお答え願いたいと思います。

○議長（三澤一男君） 一旦休憩します。

（午前 9時38分）

○議長（三澤一男君） 再開します。

（午前 9時39分）

○議長（三澤一男君） 村長、ただいまの質疑に対してだけ教えてください。

本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今回提出した議案につきましては、そういったさきほども他の議員さんにも申し上げましたけれども、仕事の分量の配分、そういったところをいろいろ考える中で、大池議員ご指摘の会計事務の独立性とかそういうものは十分承知しながら、いろいろな仕事のバランス、そういったところで提案したという経過であります。

会計事務の独立性というものにつきましては、また規則等でその部分が会計管理者というまた別の権限といいますか、そういったところは整備したいと思っております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） これは委員会が違うものですから、質問できなくてしたわけで、あとは委員会の中で細かいことは他の議員にお願いするというので、ここは了解しました。

○議長（三澤一男君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第11号

○議長（三澤一男君） 日程第17、議案第11号「山形村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第11号「山形村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

成年被後見人等を資格、職業、業務等から一律に排除する規定を削除するため「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する

る法律」が施行され、これを受けて昨年「印鑑登録証明事務処理要領」が改正されたことに伴い、印鑑の登録資格の規定の見直しのほか、所要の改正を行うものであります。

ご審議を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第11号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第11号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第12号～議案16号

○議長（三澤一男君） 日程第18、議案第12号から日程第22、議案第16号までを一括して議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第12号から議案第16号までの令和元年度の補正予算5件について提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、令和元年度の締めくくりの補正予算であり、各会計の歳入歳出を正確に把握、精査の上、編成したものであります。

まず、議案第12号「令和元年度山形村一般会計補正予算（第5号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第5号は、歳入歳出から6,326万7,000円を減額し、補正後の予算規模を36億5,670万円とするものであります。

主な歳入予算では、村税に5,017万6,000円、地方交付税に1,550万4,000円を追加する一方、繰入金で1億1,000万7,000円、村債で2,560万円減額するなど、所要額を計上いたしました。

歳出予算では、事務事業の確定等に伴い、各款で減額しているところではありますが、教育費で2,279万円を追加計上いたしました。

第2条の債務負担行為の補正では「清水高原施設管理委託料」を追加したほか、「防犯灯借上料」の契約額確定に伴う限度額の変更と、工期が延長する可能性があることから、期間を変更するものであります。

第3条の地方債の補正では「学校教育施設等整備事業債」を追加、「緊急防災減災事業債」「公共施設等適正管理推進事業債」は事業費が確定したことによる減、「公共事業等債」のうち農業農村整備事業は起債対象事業費の国のガイドラインが示されたことによる対象事業費の変更による減となっています。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

また、詳細につきましては、担当課長から説明申し上げます。

次に議案第13号「令和元年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」の提案説明を申し上げます。

歳入歳出からそれぞれ430万4,000円を減額し、総額を10億2,520万4,000円とするものです。

歳入では、保険税の収入状況、これまでに確定した県からの交付金、冬場に医療費が大きく上がる傾向にあるため、歳出の不足に備えた基金からの繰入等を反映しております。

歳出では、平成30年度普通交付金の精算額確定に伴う県への返還金、昨年11月末で対象者がゼロとなった退職被保険者等療養給付費の減額、高額療養費の追加等を計上しました。

次に議案第14号「令和元年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ512万円を追加し、総額を8,015万2,000円とするものです。

歳入では、保険料に特別徴収分、普通徴収分合わせて528万7,000円を追加し、一般会計からの繰入金は基盤安定負担金の確定により46万8,000円を減額するなどの内容であります。

歳出では、保険料の増額に合わせて後期高齢者医療広域連合納付金を519万7,000円追加計上いたしました。

次に議案第15号「令和元年度山形村介護保険特別会計補正予算（第4号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算第4号は、歳入歳出を3,599万2,000円減額し総額を7億5,161万2,000円とするものであります。

歳入予算では、保険料を1,435万3,000円増額し、支払基金交付金を2,293万7,000円、県負担金を1,123万8,000円、一般会計繰入金を1,277万7,000円減額しております。

歳出予算は、総務費を247万円、保険給付費を3,144万9,000円、地域支援事業費を207万3,000円減額するものです。

次に議案第16号「令和元年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第1号)」の提案説明を申し上げます。

清水高原簡易水道特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算からそれぞれ27万1,000円を減額し、総額を1,408万1,000円とするものです。

歳入予算では、使用料及び手数料を4万8,000円、繰入金を54万9,000円減額し、繰越金を32万6,000円追加するものであります。

歳出予算では、経営管理費の委託料を27万1,000円減額するものであります。

以上、議案第12号から議案第16号までの令和元年度の補正予算5件について、提案説明を申し上げます。

以上、ご審議を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第12号についての詳細説明はありますか。

上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） それでは、一般会計補正予算第5号の補足説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第5号は歳入歳出から6,236万7,000円を減額し、補正後の予算規模を36億5,670万円とするものであります。

補正予算書の9ページ。歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧いただきたいと思えます。

主な歳入予算では、村税に5,017万6,000円、自動車取得税交付金に570万円、地方特例交付税に1,815万4,000円、地方交付税に1,550万4,000円などを追加する一方、国庫支出金447万1,000円、繰入金1億1,000万7,000円、諸収入805万6,000円、村債を2,560万円減額するなど、所要額を計上しております。

11ページをご覧いただきたいと思えます。歳出予算では、事務事業の確定等に伴

いまして、総務費から 3,356 万 5,000 円、民生費から 3,136 万 9,000 円、衛生費から 1,003 万 8,000 円、農林水産業費から 1,345 万 6,000 円などをそれぞれ減額する一方、土木費に 398 万 1,000 円、教育費に 2,279 万円を追加計上しております。

戻りまして 7 ページをご覧くださいと思います。第 2 条の債務負担行為の補正であります。令和 2 年度に、清水高原施設管理委託料 2,510 万円を追加したほか、防犯灯借上料について、契約額の確定に伴う限度額の変更と、工期が延長する可能性がありますことから、期間の変更を行うものであります。

次の 8 ページをご覧くださいと思います。第 3 条の地方債の補正であります。1,060 万円を限度とする学校教育施設等整備事業債を追加しております。

また、事業費が確定したことによりまして、緊急防災・減災事業債及び公共施設等適正管理推進事業債の限度額を減。それから公共事業等債のうち、農業農村整備事業は記載対象事業費の国のガイドラインが示されたことによる対象事業費の変更により減額となっております。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第 13 号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第 14 号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第 15 号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第 16 号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） 以上で、詳細説明が終わりました。

それでは、議案第 12 号から議案第 16 号について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第17号～議案23号

○議長（三澤一男君） 日程第23、議案第17号から日程第29、議案第23号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第17号から議案第23号までの令和2年度当初予算7件について、提案説明を申し上げます。

山形村の令和2年度当初予算は、令和元年度と同じく、一般会計1件、特別会計3件、公営企業会計3会計の7会計であります。

まず、議案第17号「令和2年度山形村一般会計予算」の提案説明を申し上げます。

今年度の一般会計の当初予算の規模は、前年度比3.6%増の36億7,190万円となっております。

前年度と比較して大きく増減あるものとしては、歳入予算では、分担金及び負担金で55.1%、3,701万6,000円減、県支出金で28.2%、8,599万円減、繰入金で70.4%、7,532万2,000円増、村債で54.0%、1億670万円増となっております。

歳出予算で前年度と比較して増減の大きいものとしましては、農林水産業費で36.0%、1億1,176万5,000円減、土木費では13.4%、4,552万2,000円増、消防費では16.8%、2,226万4,000円増、教育費では42.9%、1億4,116万1,000円増となっております。

第2条の「債務負担行為」では、地域おこし協力隊活動車両リース料ほか2件を計上しております。限度額合計で558万7,000円を債務負担行為として定めております。

第3条の「地方債」は、指定避難所の改修などで緊急防災・減災事業債の限度額1億2,580万円、昨年度に引き続き県営競争力強化基盤整備事業と道路新設改良等の起債として、公共事業等債の限度額4,130万円、道路舗装補修事業の起債として公共施設等適正管理推進事業債の限度額3,710万円、臨時財政債の限度額1億20万円の4件について、予算でこれを定めるものであります。

第4条から第5条まで、「一時借入金」及び「歳出予算の流用」の事項に関しまして、地方自治法のそれぞれの規定により、予算で定めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から申し上げます。

次に議案第18号「令和2年度山形村国民健康保険特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

令和2年度の国民健康保険特別会計の当初予算は、前年度当初と比較してマイナス2.93%、およそ3,000万円減の総額9億9,777万1,000円を計上しております。

歳入では、国民健康保険税におよそ2億6,100万円、県支出金にはおよそ6億7,500万円を見込みました。

歳出では、保険給付費におよそ6億7,500万円、国民健康保険事業費納付金におよそ3億600万円、保健事業費としておよそ1,100万円を計上いたしました。

次に議案第19号「令和2年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の当初予算は、総額8,002万4,000円で、前年度当初と比較して6.65%、およそ500万円の増額となります。被保険者の増加や軽減措置の変更等を反映した内容となっております。

次に議案第20号「令和2年度山形村介護保険特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計の当初予算の規模は、総額7億3,540万円であります。令和2年度は第7期介護保険事業計画の最終年となります。

主な内容は、歳入では、介護保険料1億6,451万円、国庫支出金1億5,671万4,000円、支払基金交付金で1億8,866万2,000円、県支出金で1億273万5,000円、一般会計繰入金で1億515万6,000円。

歳出では保険給付費6億8,157万6,000円、地域支援事業費で4,313万4,000円を計上しました。

次に議案第21号「令和2年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

令和2年度山形村清水高原簡易水道特別会計の予算額は、1,667万円で前年度当初予算と比較し、231万8,000円の増となっております。

予算の主な内容であります。歳入では、水道料金で545万9,000円、繰入金で1,090万8,000円を見込みました。

歳出では、経営管理費に521万4,000円、公債費に1,135万5,000円を計上いたしました。

次に議案第22号「令和2年度山形村水道事業会計予算」の提案説明を申し上げます。

3条の収益的収支予算では、収入で、水道事業収益に2億2,243万1,000円を見込み、

支出では水道事業費用に1億9,850万1,000円計上しました。

4条の資本的収支予算では、収入で、負担金に72万5,000円を見込み、支出では建設改良費に9,250万8,000円、企業債償還金に2,220万8,000円を計上いたしました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,399万1,000円につきましては、消費税収支調整額と過年度損益勘定留保資金で同額を補てんしようとするものがあります。

次に議案第23号「令和2年度山形村下水道事業会計予算」の提案説明を申し上げます。

3条の収益的収支予算では、収入で、下水道事業収益に4億4,626万3,000円を見込み、支出では下水道事業費用に4億502万2,000円計上しました。

4条の資本的収支予算では、収入で1億1,703万8,000円を見込み、支出では建設改良費に300万円、企業債償還金に2億5,671万6,000円、基金繰入支出に15万8,000円を計上いたしました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,283万6,000円につきましては、消費税収支調整額、当年度損益勘定留保資金、過年度未処分利益剰余金で同額を補てんしようとするものであります。

以上、議案第17号から議案第23号までの令和2年度の当初予算7件について、提案説明を申し上げます。詳細については、それぞれ予算及び予算に関する説明書のとおりでございます。

以上、審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第17号についての詳細説明はありますか。

上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） それでは令和2年度の山形村一般会計予算の補足説明を申し上げます。

一般会計の当初予算の規模は、前年度当初と比べて3.6%、1億2,790万円増の36億7,190万円となっております。

一般会計当初予算書の10ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧いただきたいと思っております。

予算の中で大きな割合を占めている予算科目のみ説明を申し上げます。

前年度と比較しまして、歳入予算では、1款、村税が1.2%増の10億201万3,000円。7款、地方消費税交付金が6.7%増の1億6,000万円。10款、地方交付税は特別交付税を当初から見込んでいることなどから、前年度とほぼ同額の12億1,960万円。14款、国庫支出金は11.9%増の2億9,554万2,000円、18款、繰入金は財政調整基金、公共施設整備基金の繰入金で70.4%増の1億8,234万4,000円。21款、村債は、54%増の3億440万円と増える一方で、県支出金につきましては、28.2%減の2億1,843万3,000円とするなど、所要額をそれぞれ計上しております。

歳出予算につきましては、人件費に特別職4.2%減の1億1,292万9,000円。一般職2.3%減の5億4,257万円を計上しております。

12ページをご覧いただきたいと思います。

目的別に見ますと、民生費は前年度と比べ、1.3%増の10億8,541万2,000円。

土木費は、村道の舗装修繕及び県道交差点改良工事もあり、13.4%増の4億100万8,000円。

消防費につきましては、小型動力ポンプの更新等により、16.8%増の1億5,450万4,000円。

教育費はトレーニングセンター及び、ミラ・フード館のトイレ等の改修事業もあり、42.9%増の4億7,035万7,000円。

公債費につきましては、3.3%減の3億609万3,000円であります。

なお、令和2年度末の地方債現在高は、26億8,164万8,000円となる見込みであります。

戻りまして8ページをご覧いただきたいと思います。

第2条の債務負担行為であります。地域おこし協力隊の活動用車両のリースなど3件、合計で558万7,000円を予算で債務負担行為として定めるものであります。

9ページをご覧いただきたいと思います。

第3条の地方債は、トレーニングセンター及びミラ・フード館のトイレ等の改修工事の財源とする緊急防災・減災事業債1億2,580万円。それから昨年度に引き続きまして、県営競争力強化基盤整備事業と道路新設改良の起債となります公共事業等債4,130万円。それから道路舗装補修事業の起債となります公共施設等適正管理推進事業債3,710万円。それから臨時財政対策債1億20万円の4件、合計の限度額を3億440万円定めるものであります。

1ページに戻りますが、第4条一時借入金、それから第5条歳出予算の流用の事項

に関しましては、地方自治法のそれぞれの規定により、予算で定めるものであります。

詳細につきましては、予算及び予算に関する説明書のとおりであります。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第18号について、詳細説明はありますか。

中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 補足説明をさせていただきます。

新年度予算におきましては、さきほど補正予算の説明の際にもありましたが、本年度の途中で退職者医療制度の廃止に伴う経過措置の対象者がいなくなりました。したがって新年度予算では歳入歳出の両面で一部を除き退職分をほぼ皆減としております。

また県による財政運営への移行も3年目を迎えるわけですが、大きな制度改革により設けられた新しい科目に非常に多額の予算が集中計上されております。

新年度予算の予算書147ページ。歳入歳出予算事項別明細書から歳入のうち保険収入は予算編成時直近の調定額をベースに30年度決算での収入率等を勘案して算定をいたしました。前年度比で約マイナス1%、歳入全体の26%強を占めております。

またそれ以外の収入の大部分を占める県支出金は、申しあげました制度改革により所用の保険給付費を県が負担するにあたって村に交付されるようになったものであります。

一方、次のページ、歳出におきましては、その財政運営の原資としての負担金であり、自治体から県に納付する国民健康保険事業費納付金を、県からの情報等を参考に前年度比マイナス4%程度3億600万円ほどを見込んでおりますし、歳入で計上した県からの交付金に相当する額を保険給付費に見込んでおります。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第19号について詳細説明はありますか。

中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 概要につきましては、先ほど提案説明の際にありましたが、ご案内のように後期高齢者医療制度の運営母体は県の広域連合でありまして、市町村は保険料の徴収の部分を担っております。したがって予算の構成上、歳入は保険料と保険基盤安定繰入金、歳出は広域連合への納付金とそのほとんどを占めております。

保険料については毎年被保険者が微増の傾向にあること、保険料率の改正、それから段階的に実施されている世帯所得に応じた軽減特例の見直しなどで、軽減割合が引き下げられていることなどを要因として約8.5%の増額を見込んでおります。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第20号についての詳細説明はありますか。

篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） それでは介護保険特別会計予算について若干補足をさせていただきます。

歳入歳出とも、前年度当初予算と比べまして1,165万7,000円減の7億3,540万円を計上しているところでございます。

予算書の178ページ、179ページをご覧くださいと思います。

まず歳入でありますけれども、1款の保険料に前年度当初と比べまして、134万2,000円減の1億6,451万円を計上いたしました。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金については、補助率等に基づく積算ということになってございます。

歳出につきましては、179ページなのですけれども、まず2款の保険給付費であります。前年度と比べまして、1,525万5,000円減の6億8,157万6,000円を計上しております。

5款の地域支援事業費であります。前年度と比べまして、524万8,000円増の4,313万4,000円を計上しております。

事業計画の3年目ということで、予算規模が膨らむのではないかとということなのですけれども、今年度の保険給付費についても計画値より下回っている状況ということの中で、2年度の予算の編成をしている関係で、若干減という形になってございます。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第21号についての詳細説明はありますか。

古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） それでは詳細説明を申し上げます。

まず予算書の216ページをご覧ください。

歳入につきましては、村長の提案説明のとおりでございますが、1つだけ、1番の水道使用料の収入でございますが、前年度比82万2,000円の減となっております。

この要因につきましては、スカイランドきよみずの指定管理者が変更になるということ、当初の4月から7月ぐらいまでは本格営業に至らないのではないかという見込みがございまして、その分の水道料金の収入がない。全くゼロではないのですけれども、少なくなるということで、82万2,000円の減と見込んでおります。

続きまして217ページの歳出でございますが、歳出につきましては、経常的な内容のみとなっておりますけれども、前年度比で231万8,000円の増となっております。

この要因につきましては、公債費におきまして、平成29年度に借入れを行いました辺地対策事業債の償還が始まるためのものがございます。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第22号についての詳細説明はありますか。

古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） それでは詳細説明を申し上げます。

予算書225ページをご覧ください。

そちらの第2条にございます業務の予定量であります。給水戸数は3,250戸、年間の総給水量を100万m³と見込みました。

その下の、第3条の収益的収支についてでございますが、収入を総額2億2,243万1,000円と見込み、前年度比で228万円の増となっております。

主な収入は水道使用料の2億561万6,000円であります。

支出につきましては、総額1億9,850万1,000円を計上しまして、前年度比で8万8,000円の減となっております。

主な支出でございますが、唐沢浄水場の緩速ろ過池のろ材入替工事に2,000万円を計上しております。

次に226ページをご覧ください。第4条の資本的収支についてであります。

収入を72万5,000円と見込みました。収入の内容は、消火栓の取り付け工事に伴います一般会計からの負担金でございます。

支出は総額1億1,471万6,000円で、前年度比で4,741万7,000円の増となっております。

主な支出ですけれども、排水管の布設工事に8,000万円、企業債の元金償還に2,220万8,000円を計上しております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第23号についての詳細説明はありますか。

古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） それでは詳細説明を申し上げます。

予算書247ページをご覧ください。

まず第2条にございます業務の予定量であります。水洗化人口は8,648人、年間総処理水量を83万2,000m³と見込みました。

次に第3条の収益的収支についてであります。

収入を総額4億4,626万3,000円と見込みまして、前年度比で845万8,000円の増となっております。

主な収入でございますが、下水道使用料に1億7,677万円。一般会計負担金としまして1億6,171万2,000円を計上しております。

支出につきましては、総額4億502万2,000円を計上し、前年度比で583万1,000円の増となっております。

主な支出でございますが、処理場の運転の業務委託に3,414万円。ストックマネジメントの策定業務委託料に3,000万円を計上しております。

続きまして248ページをご覧ください。こちらの第4条の資本的収支についてであります。

収入を総額1億1,703万8,000円と見込みまして、前年度比で162万7,000円の増となっております。

主な収入につきましては、一般会計負担金が7,828万8,000円。基金の取り崩し収入で3,000万円を計上しております。

次に支出につきましては、総額2億5,987万4,000円で、前年度比で671万5,000円の増となっております。

主な支出としましては、企業債の元金償還に2億5,671万6,000円を計上するものであります。

以上です。

○議長（三澤一男君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第17号から議案第23号について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託について

○議長（三澤一男君） 日程第30「議案の委員会付託について」を議題とします。

本日提出されました議案第3号から議案第23号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議は、これにて閉議し散会といたします。

(午前10時24分)
